

さくら市立押上小学校PTA会長選考規則

第1条 この規則は、さくら市立押上小学校PTA会則第5条に規定するPTA会長を総会決議以前に選考するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 PTA会長は、次期PTA会長を選出するため、PTA会長選考委員会（以下「選考委員会」）を設置する。

第3条 選考委員会において、次期PTA会長は次により選出する。

- 1 選考委員会は、PTA会長、PTA副会長、各種委員会委員長、学年委員長、各地区育成会代表、並びにPTA会長が指名する者をもって構成する。
- 2 選考委員会は、委員長をPTA会長とする。
- 3 選考委員会は、次年度PTA会員の中から、PTAの目的を十分に理解し、その運営を担当するに相応しい人物を選考する。会長の再任は妨げない。
- 4 選考委員会は、自薦他薦により、候補者を募集する。
- 5 候補者の応募がなかった場合は、PTA役員（会長・副会長・監事・会計）より選出する。
- 6 選考委員会において候補者を内定し、総会において承認を得る。

第4条 この規則は、平成30年12月10日から試行する。